



マイナンバー利用に関する規定

これまでの経緯・考え方

①【マイナンバー利用範囲の拡大】

社会保障、税、災害対策の 三分野以外の行政事務についても利用可能に
(法改正後の別表で規定)

②【より迅速なマイナンバーの利用】

法定事務に準じて個人番号を利用できる事務を各省庁の主務省令に規定
→「準法定事務」の追加

③【特定個人情報の提供の制限に係る規定の見直し】

法での規定(旧法別表2)から、各省庁の主務省令へ委任(別表2を廃止)
→主務省令への委任により、より迅速な情報連携が可能に

⇒ 国民の利便性向上、行政事務の効率化を図る

▶ マイナンバー利用に関する規定

- 法の範囲において、市が独自に個人番号を利用する事務については「独自利用事務」として条例(別表第1)に規定
- 市が個人番号利用事務の実施に必要な特定個人情報の利用について、法の規定以外の利用を行う(複数の個人番号利用事務において特定個人情報を利用する)『庁内連携』規定を条例別表第2に規定

➤ 市民の利便性向上、行政運営の効率化等を一層図るための改正

- ① 条例別表第2を削除(条例別表第1を「別表」に)
- ② 独自利用事務の詳細及び『庁内連携』規定の詳細を定める
条例施行規則の廃止
- ③ ①②の内容を執行機関(市長、教育委員会等)が定めて公示

本市条例の改正内容

改正前

| | |
|--------|-------------------------|
| 独自利用事務 | 事務 条例（別表第1） |
| | 事務の詳細 規則 |
| 庁内連携 | 事務 + 特定個人情報 条例（別表第2） |
| | 事務 + 特定個人情報の詳細 規則 |



改正後

| | |
|--------|--|
| 独自利用事務 | 事務 条例（別表） |
| | 事務の詳細 <u>執行機関が定め公示</u> →告示 |
| 庁内連携 | 事務 + 特定個人情報 <u>執行機関が定め公示</u> →告示 |
| | 事務 + 特定個人情報の詳細 <u>執行機関が定め公示</u> →告示 |

庁内連携の記載内容(例)

| | マイナンバー利用事務 | マイナンバー利用事務において利用する 特定個人情報 |
|----------|--|---|
| 法令で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成事務 ・個別避難計画の作成事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係情報 ・小児慢性特定疾病医療費の支給情報 ・小児慢性特定疾病要支援者証明事業情報 ・障害者入所支援若しくは措置情報 ・特定医療費の支給情報 ・指定難病要支援者証明事業情報 ・障害児通所支援情報 ・妊娠の届出情報 ・介護保険給付等関係情報 ・特別児童扶養手当関係情報 ・障害児福祉手当の支給情報 ・特別障害者手当の支給情報 ・福祉手当の支給情報 ・障害者自立支援給付関係情報 |
| 市長が定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成事務 ・個別避難計画の作成事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に係る療育手帳情報 <div data-bbox="1454 1172 2135 1418" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #00aaff; color: white; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める情報のみを利用する場合 →告示不要 ・赤字の情報は法令に定めなし →告示必要 </div> |